

★★★ <第33回知的財産翻訳検定試験【第16回英文和訳】> ★★★  
《 2 級課題》

【問 1】

気候変動に関するパリ協定の締約国は、今後 10 年間の間に二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を大幅に減少させることについて合意している。この協定の下で排出量削減を目指すための技術的、経済的な取り組みは極めて重要である。発電事業や製造業などの、高レベルの温室効果ガスを排出する化石燃料依存型の産業は、利益の急激な減少をもたらす新たな法制に対して特に影響を受けやすい。

この協定が掲げる目標を達成するための方策の一つは再生可能エネルギーの利用である。時期的にあるいは場所的に利用が可能であれば、再生可能エネルギーは安価であり豊富である。問題は、再生可能エネルギー源が必ずしも常時利用可能ではなく、また、必ずしも常時的に豊富であるとは限らないということである。化石燃料の場合には、一般の消費者や商業上のエネルギー需要を満たすための電力や熱を需要に合わせてオンデマンドで供給可能であるが、太陽光発電の場合には豊富な電力を供給できる時間は一日の 40%未満、すなわち日照がピークにある時間帯のみである。風力発電の場合には再生エネルギー源としての風に依存する。風速は一日を通しての変動が大きく、多くの場所において豊富ではない。従って、現在の世界的なエネルギー需要に鑑みると、非再生可能エネルギー源の利用を完全に排除することは現時点では実現性が乏しい。

【問 2】

以下に詳細な説明を記述するが、その記述は本質的に単なる例示であって、本発明を以下に記述する実施例にのみに限定したり、その実施例の適用や用途を限定する趣旨のものではない。以下の記述において、「例示的」とか「例証的」などの用語は、例、事例、あるいは例示という意味で用いられている。以下の記述においては、「例示的」とか「例証的」とあるとされる実施の形態は、必ずしも他の形態よりも推奨されるとか有利であると解釈されるべきではない。以下に記述される形態はすべて例示的なものであって、開示される実施例を可能ならしめるために記述されており、請求項において画定されている開示の範囲を限定するものではない。以下の記述において、「上側の」、「下側の」、「左側の」、「後ろ側の」、「右側の」、「前側の」、「鉛直」、「水平」などの用語、並びにこれらの用語から派生した語は、図 1 に示される本発明の向きを基準にして用いられている。先行する技術分野の記載、背景技術の記載、発明の概要の記載において明示的あるいは暗示的に示される論旨は、制限を課す趣旨のものではない。

また、添付の図面や以下の明細書の記載では特定の装置や方法が示されているが、これらは、添付の請求項の記載において画定されている発明の概念の単なる例示的な実施例に過ぎないことに留意されるべきである。

**【問3】**

1. 燃焼ガスから二酸化炭素を除去するための方法であって、
  - (ア) 高二酸化炭素ガス流を周囲温度未満まで複数の冷却段階を経て冷却する工程と、
  - (イ) 冷却された高二酸化炭素ガス流から、低二酸化炭素アンモニア溶液を用いて二酸化炭素を吸収し、それにより低二酸化炭素ガス流と高二酸化炭素アンモニア溶液とを生成する工程と、
  - (ウ) 前記高二酸化炭素アンモニア溶液を加熱して前記高二酸化炭素アンモニア溶液から二酸化炭素を放出させ、それにより工程（イ）で用いる前記低二酸化炭素アンモニア溶液を生成する工程と、を含み
  - (エ) 工程（ア）の前記複数の冷却段階のうちの少なくとも一つにおいて、前記工程（イ）で得られた前記低二酸化炭素ガス流が前記高二酸化炭素ガス流を冷却するために用いられ、それにより前記低二酸化炭素ガス流が加熱され、前記低二酸化炭素ガス流の大気中への拡散が改善される、  
燃焼ガスから二酸化炭素を除去するための方法。
2. 請求項1に記載の方法であって、工程（c）において前記高二酸化炭素アンモニア溶液が流体によって加熱され、前記方法は更に、工程（ウ）に続いて、前記低二酸化炭素ガス流を前記流体を用いて加熱する工程を含み、それにより前記低二酸化炭素ガス流の大気中への拡散が更に改善されるとともに前記流体が冷却される、前記方法。
3. 請求項2に記載の方法であって、冷却された前記流体が前記高二酸化炭素ガス流を冷却するのに用いられ、それにより前記流体が加熱される、前記方法。